

Title	十五世紀Commonsの一側面
Sub Title	One chapter in the social history of the Knight of the shire in the XVth century England
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1957
Jtitle	史学 Vol.30, No.2 (1957. 11) ,p.50(186)- 70(206)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19571100-0050

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

十五世紀 Commons の一側面

森岡敬一郎

I

中世末期に於いて Commons が議會内部に於いてどの様な勢力を有してゐたかは、極めて重要な問題ではあるが、その解決には多くの困難が存する所へと晦せられる。古く Stubbs は、Edward I 治下の議會について述べた際に、「Edward II, Edward III 及び Richard II 治下に、第三身分は、三身分の第一のものとしてのその地位を要求し又獲り得た。」と述べるが、Edward III の治世の末年または Commons は議會の不可缺の要素としての地位を確立し、又十五世紀には Commons の議會内に於ける形態も定立されて來た。Lower House という名稱、議長の地位の向上を見たのみ、立法手續の上、bill が現されたのも何れも特筆すべき事柄であり、以上した意味では、Stubbs や Tout の如き先學が中世末期に於ける Commons の地位の向上を強調してゐる所は、當然のことである。

しかし問題は最近、J. E. Neale, H. Cam, H. G. Richardson, 等の研究によつて⁽²⁾、貴族の顯著な支配關係が注目されるに至り、上述の如き誤解に著しい疑問が投げ掛けられたのである。

補

(一) Const. Hist. of England, vol. ii. p. 320.

(二) § J. E. Neale; "The Commons' Priviledge of Free Speech in Parliament" (in Tudor Studies, ed. by R. W. Seston-Watson)

④ H. M. Cam; "The Relation of English Members of Parliament to their Constituencies in the Fourteenth Century: a Neglected Text" (in L'Organisation corporative du Moyen Age à la fin de l'Ancien Régime.) (1939.)

⑤ R. G. Richardson; "The Commons and Mediaeval Politics" (T. R. S. H. 1946).

H. G. Richardson; "John of Gaunt and the Parliamentary Representation of Lancashire" (Bull. of John Ryland Library, 1938).

以上の如き Richardson の論著の體裁以外は被選の議會を指たる。

(三) Stubbs 論文のやうな貴族の支配力の伸張の事實を無視したまでは、この支配關係は彼の Lancaster 諰會の解釋に選余の關係がたゞもハド有る (Stubbs; 論考卷 iii, pp. 424—5.)

II

先づこの問題の概説に先立つて、十四世紀より十五世紀迄のイギリス社會がいかなる性格を有するものであるか、何處で何様の説明を加くべし點などと於て述べる。

Edward I の統治がヤギリス史上の重大な轉期をたどるゝが、此時に申し述べぬ所多大いにあらむ。

十二世紀 Commons の梗概 (森岡敬一著)

この歴史家がこの時期に轉期を認めてゐるゝとは當然である。Stubbs が封建國家の終末を見、E. A. Joliffe が政治的封建制度の終末と謂つてゐるのは故だれんではない。⁽¹⁾ しかし彼の封建諸侯に對する政策そのものは、先に拙項に於いて一部説明した處ではあるが、必しも封建制度そのものの否定を意圖したものとは間違へぬのがある。對封建政策の立法的分野に於ける中核とも思はれる Mortmain, Quia Emptores, De Donis, の諸 Statute が國王のみならず、他の領主の權利をも保全せんとする精神に發するのでありたる⁽²⁾、又軍事的土地位保有者より scutage 及び fine を最大限に徵收せんとする政策も又封建關係の枠内に於いて考へ得る處である。一方 franchises といふ、夫が謂はざ regalia と發せらるるものであるとし、土地保有の事實からではなく、特許狀によるものとし、又他の方法によることより、王の特別の許可によつて生じたものなるいふを強調してゐるが、所謂 Quo Warranto が、かかる franchises の全面的廢止ではなく、一定の條件の下に保有されぐれのなるいふを主張してゐるに止つたのであつた。このいふは Sayles 氏の集成した Coram Rege Rolls の刊行によつて益々明瞭にされたのであつた。⁽³⁾ 従つて彼の政策を以つて單に反封建的と稱せられることは、稍當を失してゐるかと思はれる。

しかしながら、いへし Edward I の努力は、その後の歴史を考へた場合には成功した譯でなかつた。財政的困難と内外の政治的不安をもつて、續々數代の歴世の間に franchise が數的に増加し又内容的に強化されて行つた。

即ち北部・西部の邊境地帶にさ Durhum, Lancaster, Chester の如の大 franchise の著しい成長が認められ、所謂 count palatinate franchise としての特殊の地位を形成して來る。この過程は十四世紀末年には略々完成したものの如くである。東部及び南部にさ、そのような規模、内容の大あた franchise が成長しなかつたとは極く、やは

の franchise の成長は否定し難いものがある。しかしも勢力を有する貴族の成長を阻むことが出来るのである。

しかしながら十世紀・五世紀イギリス社会を考ぐる場合に、第一に注目すべきものは、かかる franchise ではなくして、"bastard feudalism" 又は "the new feudalism" と稱せられる特殊の人的關係の發達である。⁽⁴⁾

土地の給與を併せ、特殊の indenture と稱する文書によつて、一定の報酬の支拂を以て一種の主従關係を結ぶことは、既に Edward I の治世から行はれてゐたらしく、即ち彼はウーリーズ戦争に必要な兵力の徵募をこのような方法によつて行つたのである。⁽⁵⁾ 漸て相續、世襲その他の事情を介して、所領の統合が進行するに隨ひ、所領の經營管理、又人身の保護のためにも、領主は多數の私的臣下を必要として来る。この場合、經濟的、社會的諸要因の結果として (Edward I の立法の結果として封の分割が困難になつた) ともその一要因と考へられるが)、かつて對外戦争の際に王國に必要な兵員を提供するために行はれた方が執られ、こうした私的從屬者は主人との間に indenture を取交はし、主人より俸給の支拂を受けた他、制服(livery)及び、徽章を支給されて所屬關係を明示するに至つた。この關係が "bastard feudalism" と稱せられるのである。⁽⁶⁾ こうした契約の及ぶ範囲は著しく廣く、上層位は Baronial Council の構成員から、下は庶民とまで及んでゐた。John of Gaunt の Register には、かかる契約の實例が收められてゐる。

領地の經營が有効に行はれれば、領主の個人的影響力は増大し、かくてより多くの、又より有能な從屬者がその配下に集つたことは當然であった。更に野心ある者は、有力者のかかる配下となつて、その野心の達成を圖つて行つたのである。かくてその弊害は著しく、一三八八年には、反対立法の最初のものが發せられてゐるが、又、その後も數次に亘り

取締りが講ぜられたる事はなく、その効はない。所詮、人々は有力者や勢力家に、その庇護を求めるを得なかつたものもあらざる。かかる關係は社會の上層から下層にまで廣く擴がり、これらした勢力關係は、本來の封建制度より浮動的で、臣下に対する統制力も弱く、このことがベテ戦争の背景となしだのであつた。

これらした有力者の勢力は、國家行政の枠内に於いて行はれてゐた事が注目に値する。最も強權的、sheriff その他の國家の公的機關はそのまゝ機能を續け、依然として王の名に於いて職務を執行し得たのでありだが、脅迫、買収等の手段によつて彼等の正常的の職務遂行は妨害され、又治安判事やの他の下級官吏には、これらの有力者の庇護下にある人々が仕合ひ、彼等の私利を圖つた。これらした事情は Paston Letters の幾つかのかかの挙げ出せんが可能である。

提

- (一) Stubs; Const. Hist. of Eng., Vol. II, p. III. E. A. Joliffe; Constitutional History of Mediaeval England, London. (1948²), p. 334.
- (二) H. M. Cam; "The Decline and Fall of English Feudalism", History (1940)
- (三) G. O. Sayles; Select Case in the Court of King's Bench. Edward I. Vol. II. 1938. (Selden Society, Vol. 57) Iviii; lxi, n: lxxxi, n. cxii.
- (四) "Bastard Feudalism" H. Cam; "The Decline and Fall of English Feudalism", History (1940) pp. 216—233. 及び Joliffe; Constitutional History of Mediaeval England. (1938²) pp. 409—430.
- (五) J. E. Morris; The Welsh War of Edward I. Oford (1901). 第二編 An Edwardian Army 及び pp. 55—80.

(6) 所領の集中統合の過程の實證的研究として取敢く G. A. Holmes; *The Estates of the Higher Nobility in XIVth Century* (1957. Cambridge) 第 1 章

(7) 前掲軸 (pp. 134—142) は Thomas of Lancaster の retainer の數をあげる。

(8) J. C. Davies は The Baronial Opposition to Edward II. (1918 Camb.) に於て、政治的臣臣のための個人、團體間に個人的契約の原則に基く紛糾調停の方針についてのものな文書が相當廣く存在するとの指摘を向かす。

(9) 1350 年の Statute (13. Richard II. c. 3; Stat. Realm. ii. 75) は、處女地の規定による出仕に關する。英國近世史 N. B. Lewis によるトーリー貴族の組織 ("The Organisation of Indentured Retinues in Fourteenth-Century England" T. R. H. S. (1945) pp. 29—31.)

(10) 当の題の講座は Paston Letters から知るが由来。H. S. Bennett; *The Pastons and their England* がその領關係の係争の經緯や第十四世 Law の領分などを記す。

III

次にかかる社會的職職として Commons の選出せらるゝ事に付けるが、

本來 Commons が shire の七教へ broough の七教へ組合せるのであるが、由来の頃は Commons として直れぬだらけの七教へ shire の七教へ the knight of the shire であるが、これが由来の頃は。從つて以下に考察に於ては七教へ shire の選出を論じてゐる。本來 shire の七教へ knight であるが、これがその原語であるが、1317 年から、選出は writ と "duo milites gladio cincti" と呼ぶが、明記されないふるむが、記載されたが、事實それではななかつたが、1310 年、1311 年と "chivalers"

十用事典 Commons の 1 読目 (卷四散 1 頁)

(151) 用用

ou serjeantz”たるぐれいふが規定されしるゝ事、これらした事態を間接的に反映してゐる所のと略す。又、議會の意義が意識せられて來るに隨る、 Commons ふるの出身地域との間の結付が國王の側から強調されて來るに至つた。1317年 Good Parliament にて行はれた、代表は州の或る人々 (les meilleurs gentz des countees) たるぐれいふが數求した請願に對して、州の人々の全體の同意を以て選出せらるゝが強調せられた。この間の事情を物語るものであつし、夫は漸ては州の居住者以外の者を代表とするべく強く反対するところ姿を取つて来る。又十五世紀初頭頃より、下院議員たるぐれいふが單なる無意味な負擔ではなく、 1つの名譽ある地位と考へられるようになりて來たことを注意しなければならぬ。

Lancaster 朝の下院代表選出に對する態度は、この點においだと略されぬ。この 1つは選舉人の範囲を明確にするものであつて、年収 £2 以上的 freeholder たるぐれいふを規定した。1319年の Statute せりの點で重要であるが、これと共に注田たるぐれいふ Henry IV が 1366年に廢した Statute⁽¹⁾ である。この法令は、選舉が各地方の慣習に基いて自由に公正に行はれるべきことを定めたものであつた。即ち選挙令だ、選舉の行はるゝ日時及び場所は writ of summons の渡された次の shire court で宣傳されぐれいふ、又の選舉は、完全な人員を揃へて (en plain countee) 行はるぐれいふを規定してゐる。このことは必ずしも當時として新しくあるとは言へないと思はれるが、更に選舉に對する sheriff の不公正な管理を除くために具體的な方法の取られたことが注田に價する。即ちこの writ の return の方法として 1406 年以前に、 sheriff が單に writ に選舉の結果を裏書きするに過ぎなかつたのを察する、當該選舉を行つた全ての人々の署名を indenture にてせしめぐれいふが定められたのであ

る。これは選舉が公正に行はれたとの證明手段として採られた處置である」とは書かれてゐない。一四一一年の選舉について書くば、選舉の結果の報告は一種の文書からなりてゐる。一つは writ に対する sheriff の行った裏書であつて、これは極めて短い。他は indenture であるが、此は選舉の行はれた場所と日時を記し、又選舉が writ of summons に規定された如く公正に行はれたことを記し、選舉人が代表に全權を委任し、議會に於いて彼等が行つた決定に對しては完全に承服することを確言し、通常以下の署名、捺印が選舉人の個別的意志により行はれたものなることを述べ多數の人々の署名を以つて終つてゐる。但し署名者の數は必ずしも全參加者を含んだものとは考へられない。

しかしJのよくな法的措置によつて不正が根絶したのではなかつた。不公正な選舉に對して行はれた petition も多數存在し、又一四一〇年以降は、この救濟が Common Law 法廷に於いて行はれることになつたために sheriff が多數存在し、(5) 又一四一〇年以降は、この救濟が Common Law 法廷に於いて行はれることが當時の選舉の方法を見ればよく判る。county の選舉に於いては、大體數人の候補者があつたらしく、sheriff が county court に於いて候補者の名前を呼び、參加者の喝采を以つて讃否を決定した。又この集會には有資格者のみならず多數の無資格者も出席し、彼等が武装して威嚇し、集會が混亂に終るゝ事あつたと書はれてゐる。又Jの際に疑義の生じた場合には、決定権は sheriff にあつた。Jのよくな方法によつては、正確を期すJとなは、よし sheriff が良心を以つて管理したとしても困難であつたし、又問題の起り得る可能性も存した譯である。事實、sheriff 由身による不正も幾つか史上見出されてゐる。(7) しかし王は sheriff の不正には相當努力し防止を圖つたものと書かれてゐる。此に關聯して上述した如き “bastard feudalism” がJの選舉にいかに作用したかが考察されねばならないであらう。

既に十五世紀初頭に於いて、有力者による選舉干渉が行はれていたと記せざるが、この點の事情を示す史料は十五世紀初期にならへ見出しづらしむるゝより、ハハーダ選舉工作の裏面をよほ示しておる。題記 Paston Letters が、十五世紀後半のものではあるが最も便利な史料である。上述の sheriff の行った不正として現れたてて、T. S. Roskell の指摘した處であるが、この箇所が少ひ難しかつてよく理解せられぬ。

註

(一) その辺りは貴族人や地主たちの範囲を確定したものの如いたゞく、一般に認めたる事。

(a) Item nostre isegnur le Roy al grevouse compleint de sa Commune del non dewe election des Countees pur le parlement, queux aucune foitz sont faitz de affection des Viscountz, et autrement l'encoultre la forme des briefs as ditz Viscountz directe, a grand esclaundre des Countees et retardacion des busoignes del Communualte du dit Countee; nostre sovereign seignur le Roy vuillant a ceo purveier de remedie, de lassent des seignurs espirituelz et temporelx et de tout la Commune en cest present parlement, ad ordeinez et estbliz qe desore en avant les eleccions des tielz Chivalers soient faitz en la form genseute. Cestassavoir Countee delle jour et lieu de parlement, et qe toutz ceux qz illeoques sont presentz, sibien suturez duement somoines pur cele cause, come autres, attendent la eleccion de lors Chivalers pur le parlement; et adonques en plain Countee ailleut al eleccion liberalment et endifferentement non obstant aucune prior ou conaunde-

ment au contraire; et apres qil soient esluz, soient les personnes presentz ou absentz, soient lour nouns
escriptz en endenture dessoutz le sealx de toutz ceux q i eux eslisen et tacchez au dit brief du parlementt;
quele endent re issint ensealez et taccez soit tenuz pur retourne du dit brief qant as Chivalers des Coun-
tees... (from English Constitutional Document. 1307—1485. edited by Lodge & Thorton. p. 162)

(a) J. S. Roskell; The Commons in the Parliament in 1424. pp. 5—6.

(4) Stubbs 譲轉人ば大體國〇人ば轉へたるいふコトスル。Roskell 証 Public Record Office (Oxfordshire) の記録
セウト傳記つてゐ。1卷専用也。

1國〇ナ母 Oxfordshire 譲轉人1國人(新母ニサシ100人)(C. 10/4; 10/5)^o

1國〇ナ母 Gloucestershire 譲轉人11人(用年後、1ヶ月人)(C. 13/1; 13/5)^o

1國〇ナ母 Norfolk 譲轉人1人、Suffolk 譲轉人1人(1國用母ニサシ11國人、100人)(C. 14/5; 13/1)^o
同 Roskell 証、1國〇ナ母の Northumbria の譲轉の跡ニセ、譲轉人云々、'allii sectatores et ficeles domini regis
comitatis' (Public Record Office, C. 219/10/4) 又王室つてゐるゝ、又國母の Warwickshire の譲轉の跡ニセ、
'multi alii sectatores probi et legales homines de comitatu' の王室つてゐるゝ、又用母1國〇ナ母の Kent,
Surrey, Sussex (C. 219/13/1) の証據の箇を舉ひてゐる(前掲書 p. 10)

(5) H. G. Richardson; "The Commons and Mediaeval Politics". T. R. H. S. (1946) pp. 39—41,

(6) 後述1國ナ母の Norfolk の譲轉の例だ。又1國用〇母の Huntingdon の譲轉ニシテセ、無資格者起 shire 路出者
が異議ナリ譲轉や賤職ナリとてゐるゝが、11國人〇 freeholders の請願が王室つてゐる。(Roskell. 前掲書 p. 12)

(7) Roskell 証 Henry VI 祖ー shire の譲轉の糾糾や因例轉かゝる。又1國〇ナ母 Derbyshire、出政の意旨に反つて不當
な人物を譲轉ナリとて訴争、又1國〇ナ母 Cumberland ドラ、1人の議員や sheriff を廢止ニ歎限。又 Buckinghamshire
の同様な問題、又 Huntingdonshire 譲轉人に多數の他宗の出政をやだんし、又譲租者た議員の1人が Huntingdonshire
の出政でせなかつた。又1國〇ナ母の writ ぐの譲反ドも。

(184) KO

(∞) 1回用用母の Kent の選舉に於いて、sheriff が選舉の return を行つたために拘詰められしるが、これに關聯して、あるが由來たる上級長老會議があつて、その役は、"and by likelihood inconvenient might ensue of such party as shall be at the said election, of the which labour we marvel greatly, inasmuch as it is nothing to the honour of the labourers but against their warship" である。この如く人々が誰も知らなかつて、後の議會記録を見ても判ひなゝやうである。最も普通の裁判の類似にせば、難い最高位の人と略されしる Richardson が見られる。(前掲論文 T. R. H. S. (1946) p. 43.)

(*) Roskell も、1回1回母の Bedford 及び Buckingham の sheriff と出立つた Sir Thomas Waweton の例を挙げて、この題の専門を説明つてゐる。彼等の地方に於いて教會の娘の Huntigdon 伯爵關係があつて、その元締を圖る活動を行つてゐる。1回1回母の Norfolk に行はれた Bedfordshire の選舉に於いては、John Hampden 及び Walter Strickland が林の Lincoln's Inn の法律家が選舉せられたが、その後議會の開始までの間は血目的責任に於いて Sir John Chyne 及び Walter Strickland が林の人物とされていた。Strickland は同地方に於いて Buckingham 伯爵の敵對的位置を取つた。Norfolk の娘の所領を争つていた John Lord Arundel の master forester である、又 Lord Arundel が又 Huntingdon の義父に當る Sir John Cornwall と密接な關係である。又は Strickland が Huntingdon との間接的關係が推測の得る。又 Cheyne が Lollard の支持者であつた。又 Waweton が Lollard の運動に同情的であるなど、間接的乍ら推定し得るので、彼の選舉は Lollard の影響があつたのではなかつて想像されるのである。(前掲論文 p. 17, n. 5)。

四

Paston Letters は現はれてゐる選舉が、1回用用母、1回用用母、1回用用母、1回用用母及び1回用用母の前

後五回あり、全て十五世紀後半に屬してゐる。このうち第一に注意を要する。最初の四五〇年は York 公がアイルランドから武力を率めて上陸し、又 Cade の亂の騒起を見た年でありて、この時期は Lancaster, York 両家の争の行はれた時代で全く政情の不安定な紛糾の多かつた時代と謂ひてよく、この時代の史料より得られた結果を十五世紀全般に擴大して考へるとは素より慎むべきことと思はれるのみならず、Norfolk の事情が當時イギリス全體の情勢との程度まで一致してゐるがゆゑにても検討を加くる必要があるが、史料として利用するに便であり又詳細な記述を含む Paston Letters の研究より入るゝが、先學の研究を利用し得る點よりして最も容易であるとからして、敢くその危險を冒すのである。

先づ一四五〇年の選舉から述べて見よう。York 公の到來、Suffolk 公の失脚と死は、當時 John Paston が Gresham のマナーを繞りて争つたる Lord Moleyns やその仲間である Tuddenham & Heydon によって極めて不利な情勢を來たして來た。やがてした事態の元で彼は友人から候補者となつて要請された⁽¹⁾。一方 Norfolk 公と York は Bury St. Edmunds にて會見し、Norfolk に於いて選挙して下院議員の候補者を決定し、この結果は Oxford 伯と Paston が知ら⁽²⁾。その候補者は Sir William Chamberlein & Henry Grey とであつた。更に伯は、Paston による決定を實現するに又その意志を反した運動を行はなしよへて要請した⁽³⁾が、選舉の結果當選したのは Henry Grey のみであり、他の一人としては Paston その他が以前より推してゐたと断されたる Sir Miles Stapleton であつた。このふた貴族の意志を必ずしも⁽⁴⁾の場合には shire の knight 身や esquire 身を由由とし得なかつたことを示してゐる。

第11の選舉は、1455年 York 派の St. Albans 及於ける勝利の直後に行なれたものであつたが、この時は Norfolk 公家の影響がよく發揮された。この時彼は、Norfolk 公家から John Howard 及 Sir Roger Chamberlain を推したい故に助力を以て重な書簡を取つたけれども、彼自身候補として出馬する意志は捨てなかつた。⁽⁶⁾ しかしこの選舉に於ては彼は落選し上院の議員が當選してゐる。

この後、彼は1460年に議員に當選してゐるが、1461年の選舉に於いては、彼は Norfolk 公家の支持する候補者と對立し、更に彼の敵である Sir John Howard が sheriff であるに不拘、多くの騒亂と困難の後に彼と Berney が當選してゐるのである。その後1464年にも當選してゐる。又1466年に彼の死亡した後に彼の子 Sir John Paston が1470年の議會に議員となつてゐる。しかし再び詳細な記述を得るのは1471年の選である。この時は Henry VI の復位が行はれこの結果として Oxford 伯の勢力が恢復し、又 Paston 家との提携が行はれた。この時には選出されたらしくが、その return が sheriff に改變される危険があり彼はロンデンに於いて手作を企ててゐる事が示されている。⁽⁷⁾

次に最後の一回1471年の選舉について述べなければならぬ。この時は York 家の Edward IV が王位に就き、Norfolk 家、Suffolk 家ともに勢力を挽回し、Sir Robert Wingfield 及び Sir Richard Harcourt を共選して推す。Paston 家の支持を受け得ず、遂に Norfolk からの議員にはじめが不可能であり、その他の地方からの出馬を策し、又曰く Norfolk 家の Council の議員であるかの如き宣傳に努めたらしいが結局議員とはなれなかつたものであつた。⁽⁸⁾

以上は Paston Letters の最も取扱い難い部分の大體の概要である。

註

- (一) J. S. Roskell ザ' 14世紀の地主と其の shire の貴族の關係に就いては、Paston Letters の解説や、その他の地主の財産の出典について述べる。(福澤著 p. 12; 24)
- (二) H. S. Bennett; *The Pastons and their England*, Camb. (1951²)
- K. B. McFarlane; "Parliament and Bastard Feudalism", T. R. H. S. (1944)
- C. H. Williams; "A Norfolk Parliamentary Election, 1461" Eng. Hist. Rev. (1925)
- J. Gairdiner; *The Paston Letters*. Vol. I. Introduction, London, (1904)
- (三) Paston Letters (解説は Gaindiner, Library Edition (1904) を参照。P. L. ザ' Paston Letters の解説)
- (四) P. L., ii, 184—5.
- (五)And forasmuche as oure unkill of York and we have fully appoynted and agreed of such ij. persones for to be knightes of shire of Norffolk as oure said unkill and we thinke convenient and necessarie for the welface of the said shire, we therefor pray you, in oure said unkill name and oure bothe, that ye make no laboure contrarie to oure desire....(ii, p. 184) (No. 149)
- (六) ノの翻訳は標々の翻訳を参考して作成した。
- Right trusti and welbelovid, we grete you hertili weel. And for as muche as it is thought right necessarie for divers causes that my Lord have at this tyme in the Parlement suche persones as longe unto him, and be of his menyall servants, wherin we conceyve your good will and diligence shal be right expedient, we hertili desire and pray you that at the containplacion of thise oure letters, as our specciall trust is in you, ye wil geve and applie your voice unto our right welbelovid cosin and servants, John Howard and Syr Royer
- 十用書 Commons の翻訳 (福澤著 1巻)

Chambirlayn, to be Knyght of the shire, exhorting all suche othir as be your wisdom ohal now be behovewfull, to the good exployte and conclusion of the same.

And in your faithpful attendaunce and trewe devoyre in this partie, ye shal do unto my Lord and us as a singlere pleasir, and cause us herafter to thank you therefore, as ye shal holde you right weel content and agreid, with the grace of God, who have you ever in his keping.

Wreten in Framlyngham Castel, the viii day of June.

(iii, p. (No. 288))

(~) P. L., v. p. 89, (No. 762); pp. 1596—61 (No. 814)°

轄簡 No. 762 に於ては Oxford 他の助力を得たるの努力が示され、No. 814 は sheriff 於てはの厚着を述べるの必要が強調される。

(∞) P. L., v. 148—51 (No. 808, 809).

H

以上論述した所は極めて表面的視点である。地方に勢力を有する貴族が選舉に干渉する事が日常の行爲であり、夫が極めて効果のあつたる事は否定し難く、あたゞ。しかし勢力を振る貴族が必ずしも一家族とは限らないだといふに注目しなければならない。勿論、一回七一年の選舉の場合に見られる如く、中央に於ける York 家^(一)、他の地方一體に勢力を有した Norfolk, Suffolk 脇添の提携が行はれた場合^(一)、かに廣大な領地を有したるは証く單に初は esquire 層後には knight 脇添の關係^(一)、Paston 家の如きの如く抗し得る處ではなかつたとしても、必ずしも複數の有力貴族の提携なる事態が常に存在つたることは無くいふがたゞ。以上の點で最も興味があるのは一回六一年の選舉である。

上述の如く、一四六一年の選舉に於いては、彼は Norfolk 公家及び Suffolk 公家の勢力と對抗しなければならぬが極めて不利な立場にありた上、sheriff も舊競爭相手であつた Sir John Howard ^(s) であつた。この選舉の當日（一四六一年七月十五日）行列を先導したのは彼の妻の従兄弟に當る John ^(ss) Berney of Witchingham であつたが、これを暴徒の侵入と考へて騒動が起り⁽⁴⁾、選舉を行ふことが出來なかつた。undersheriff の William Pryce が主宰してゐたが、彼は偶々ゐた Norfolk の家人によつて難を逃れ、（但し）の選舉では Paston が連勝したのみと見くふれ、必要な人數の署名を得れば確定し得るゝから Pryce の書簡、又贊成者の獲得のためと彼の妻 Margaret に運動を勧めてゐる Paston 家の家人からの書簡があつ⁽⁵⁾。しかるべくの選舉の際の騒動の解決は國王 Henry VI の御前に於より Howard 及び Paston との間に再選舉を行ふことに決定した。しかし Paston は Norfolk 住民に人望のある人間で且信を持つてゐたらしい。又 sheriff や undersheriff の行動が極めて卑劣であることを知る Paston は再選舉が決定された日に行なわれた時に御策を用ひた⁽⁶⁾。

又、彼は Howard の部下による負傷を蒙られた⁽⁷⁾。一方 Norfolk に於ける對立は更に激化し、王の信望を得てゐた Paston の連理を失つた。又、無資格なる人々、による shire-court の上院に選出せられた Sir William Chamberlain 及び Henry Grey の return を妨難し叫び又 sheriff の生命と危害を加くんとしたとの請願がなされた⁽⁸⁾。勿論此は Paston を對象とするものである。

反對派の策動は激しく、國王を動かして Paston に対する不恤の命令を出しにし共に Fastolf の舊領を繞つての係争も續けられて行く。結局彼は所定の日に出廷しなかつた件で Fleet Prison に収監された⁽⁹⁾。この間には

反對派の惡質な策動があつたので、漸て國王が事件の全貌を知るに及んで彼は釋放され、Howard が殺戮されて
いた。しかし結局、一四六一年一月に至りて、彼の當選は確定してゐるのである。

この場合に至り Norfolk 公の種々な努力にも不拘、Paston 丞が Henry VI の選出を得て、所期の田畠を達成して
ゐる所以である極めて興味深きのがある。

註

- (1) 一回や二回とは Sir John Paston の弟が兄宛た書簡に於て、11選出以前に Norfolk, Suffolk 両家が選出から議員を相
談し決定したか、選舉に出席する人物を斷念した方が良らる思ひつゝ。L. P. V. p. 149.
- (2) 彼は Norfolk 家の庶護士であつた。
- (3) 彼は少し以前に行なれた殺人事件の主謀者と看做され、この事件は Paston 丞選出をもたらす。
- (4) C. H. Williams; "A Norfolk Election, 1461" Eng. Hist. Rev. (1925) pp. 76~85.
曰く、この事件の sheriff の報告には誇張があるが、これが興味深い。
K. B. McFarlane; 前掲論文、p. 59. n. 2. J. Gairdner, 同掲論文、pp. 205~6. 及び P. L. iii, p. 36. (No. 291)
曰く Norfolk 家の家人が庭舎中たゞらじが興味深き。
- (5) P. L., iii, pp. 284 (No. 463)
- (6) P. L., iii, pp. 287~90 (Nos. 466~8); pp. 292~9 (No. 471), pp. 296~9 (No. 475)
- (7) P. L., iii, pp. 301~305 (Nos. 477, 478)
- (8) K. B., McFarlane; 同掲論文、p. 61
- (9) P. L., iv, pp. 7~8 (No. 401)
- (10) P. L., iv, p. 25 (Nos. 504, 505)

六

以上の問題と關聯して、Paston は大貴族、又國王の取つてゐる態度も考へられやう。例くば先に引用した *Duchess of Norfolk* の送つた Paston 宅の書簡は（六三頁註六）極めて丁重なるものと思はれてゐるが、ハシの點は、彼の社會的地位を示すものと思ひ得る。

即ち彼は *Fastolff* の舊領を譲與せられたからには著しい財產家と曰ふ得べし列に入つてゐたことは事實である。しかし彼は單なる *squire* と謂はなかつたのであつた。後年しかも *Edward IV* と親しく接し、恤母団體の人々をも含む程度動かし得る力を有してゐたことは、想わられてはならぬ。

かかる社會的性質の人物が彼一人であつたが否かは考へて見なければならぬ。

七

(一) Paston の所領擴大の經過は H. S. Bennett 前掲註、第一章に詳しお。黃金及び板金のみで London は £1460, Norwich Priory は £958' 又 24 l. b. 11^{oz} の gilt plate, 92 lb 2^{oz} の ungilt plate を貯有したと見せらる。(Bloomfield. History of Norfolk, Vol. p. 40. H. S. Bennett 前掲註 p. 3. n. 3 も)

七

十五世紀の下院議員の性格はいかなるものであつたであつたか、この點を少し検討して見なさればならぬ。

十五世紀に於ける下院議員となつた者の多くその大部分が knight の上層部であつたことは殆

んの小貴族と變らなゝ程の收入を有するものがあつたことを考へねばならぬ。McFarlane の研究によれば一回、一年の調査の結果は次のよつた結果を示してゐる。即ち Dorset 及び近隣に於いて、年収 1100 ポンド以上の收入を有する者—Lancaster 家及聖職諸侯を除く—十四家中、八家は貴族であり六家は非貴族であつた⁽¹⁾。又 Roskill の研究によれば、一回、二回の議員に關して明かにした處によれば Sir Humphry Stafford が年収 £570 又 Sir John Howard が Essex 及び Cambridgeshire の所領のみでも年収 £400 ほどの他に、Norfolk, Suffolk に相當の所領を有したし、又 Sir Thomas Wykeham は年収 £400 の他更に他の新所領を獲得して居るし、その他年収 £100 以上を有する者は數名を數ぐる。更に又 H. L. Gray も又一回、三六年の土地よりの收入を分析して同様の結果を導いてゐる。⁽²⁾ しかし大富豪が下院議員の全部ではなかつたとしても、有能な法律家、又地方政治に長年活躍した者は枚挙の暇がない。特に下院の Speaker として活動した者の内には、極めて有力な者を數ぐる⁽³⁾とが出来る。選舉に當つては、貴族の運動が大きな意味を有し、又議員の内にかかる貴族の從屬者たる者、又はその強い庇護下にあつた者は殆んど全てである。しかしこの事は彼等の無力であつたことを示すものとは必しも限らないのではなかつたであらうか。

Paston Letters に於いて示された貴族の丁寧な態度は、knight 或は esquire の側からすれば有力な貴族の庇護を求めるほどの必要であつたと曰はれ、貴族の側からしても優れた從屬者又は仲間を得る必要のあつた事を示し、よりした所に政治上の發言に於いて、McFarlane の如く、貴族は無力であつて全てはこのよつた下院議員層がひ出たとは言くなゝとして、Richardson の如く、下院議員層は單に貴族の使嗾に甘じて動いた木偶に過ぎない

と見るのは、稍正鶴を逸してゐるかに思はれる。

註

- (1) K. B. McFarlane; 前掲論文、p. 66. 及び pp. 74—79 の表を参照のこと。
- (2) J. S. Roskell; 前掲書、pp. 80—2. 及び卷末の biography を参照。
- (3) 彼は結論として經濟的に極めて富裕な非貴族の存在を立證している。Eng. Hist. Rev. (1934) pp. 607—639.

地名	身分	收入			
		£300以上	£200以上	£100以上	£100以下
Cambridge-shire	knights esquires no title		1	1 2	10 3
Darbyshire	knights esquires gentlemen		4		4 10 7
Essex	knights esquires no title	2 2	1	2 4 2	2 12 12
Hertfordshire	knights esquires no title		1	1 1	2 7
Huntingdonshire	Rnights esquires no title			1 1	6 1
Lincolnshire	knights esquires no title			5 2 2	8 19 17
London	knights esquires no title			2 1 11	3 5 39
Middlesex	knights esquires no title		1	1 1	2 7 2
Warwickshire	knights esquires no title			1 4 1	3 15 5

彼は、非貴族の内の有力者は大體小貴族と同じ位の資力を有してゐたことを立證してゐる。

(4) J. S. Roskell; 前掲書, pp. 82—87.

K. B. McFarlane; 前掲論文, pp. 67—71.

(5) " " " " pp. 71—2.

(6) Richardson; 前掲論文, p. 45.

(7) H. Cam, & K. B. McFarlane の主張する如く、"Bastard Feudalism" は土地を基礎としなかつた故に、一時的浮動的であり、本來の封建制度の如き固定性を持つことが出來なかつた。このことは、この關係によつて結ばれた主従關係が、多く利益によつて締結・解消も容易で、又複數の主人に結ばれてゐることも多かつた。又契約が一代と決められてゐても、主人を容易に變へてゐる。この點は、G. A. Holmes (前掲書第三章) の詳しく述べ所であり参考を乞いたい。こうして地方有力者たる Knight, esquire が地方の大貴族と衝突する時には、更に有力な貴族と提携し得たし、上述の如く地方紳士階級も相當の實力を持つてゐたことも考ぐる必要があり、G. Richardson の結論には承服し得ない。G. Richardson の立論に對しては、尙検討すべき點がある故、又機會を改めて論じて見たい。要するに "bastard Feudalism" は、本來の封建制度の具有した安定力を持たず、これによつて形成された勢力關係は、むしろ社會の混亂を助長したものと言つてもよかへつ。この點については又別の機會に觸れたい。

(追記、下院議員の社會層は以上の如く經濟的にも貴族、特に小貴族と略同の方を有したのみならず、血縁的にも又社會環境上も貴族層と大した相違の認められないものが多く、このことは Roskell, McFarlane の力説する處だ、この點から中世議會に於ける Lords & Commons の關係を考へて見たと題る。このことは又稿を改めて考察して見たい。)